

「レンタサイクル業者さま」向け

施設所有管理者賠償責任保険のご案内

■レンタサイクル業者向けの賠償責任保険です！

この機会に貴社のレンタサイクル賠償責任保険を見直しませんか？

レンタサイクル業者のみを補償するプラン、借り主の賠償も対応する2つのプランをご用意いたしました。

●資料や詳細なお問い合わせなどは、下記 FAX番号宛てに送信をお願いします。

FAX 06-6356-7789

一般社団法人
自転車安全対策協議会 行

当社にご提出いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を当社が損害保険代理店委託契約を締結している損保ジャパン日本興亜に提供することにご同意のうえ、ご記入ください。

貴社名 (ご担当者名)	〒 —	ご担当()様	
ご住所 ご連絡先	電話 — — FAX — —		
売上高	百万	自転車使用台数 (所有・非所有を問わず)	台

■ 現在加入の賠償責任保険がございましたら、必ずお知らせください。必要補償等のアドバイスをさせていただきますので加入中の保険証券(コピーも見積り請求の際に提出いただくようお願いします)。

お問い合わせ先

【受付時間】 平日：午前9時～午後5時

<取扱代理店>

一般社団法人 自転車安全対策協議会

〒530-0041大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

TEL 06-6356-7788

FAX 06-6356-7789

<引受保険会社>



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

和歌山支店 和歌山中央支社

〒640-8331 和歌山市美園町3-32-1

損保ジャパン和歌山ビル2F

TEL 073-433-0400 FAX 073-431-3479

レンタサイクル事業者の皆さま！

「自転車事故の損害賠償保険」の準備は大丈夫ですか？

和歌山県では「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」が施行されました！

和歌山県内の自転車貸付業者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない（和歌山県自転車条例）

レンタサイクル事業者様向けの画期的な「自転車賠償保険」 (施設所有管理者特約条項賠償責任保険)をご案内いたします。

●プラン1 レンタサイクル事業者様が負うべき法律上の賠償責任を補償するプランです。

※自転車の所有、管理上の不備により借り主にケガを負わせてしまった場合や第三者をケガさせてしまった場合の法律上の責任を補償します。
(借り主の不注意等による事故は補償の対象とはなりません)

- 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償てん補限度額 **1億円**)
- 自己負担額(免責金額)……0円
- 年間保険料……**1台につき1,000円**

※事故対応特別費用・被害者対応費用付帯・人格権侵害担保各特約を付帯しています。

●プラン2 「レンタサイクル事業の法律上の賠償責任」＋「借り主の自転車事故による賠償責任」両方補償するプランです。

※プラン1の補償に、自転車の借り主の運転操作誤り等で他人に衝突した場合などの第三者に対する法律上の賠償責任も補償の対象となります！

- 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償てん補限度額 **1億円**)
- 自己負担額(免責金額)……0円
- 年間保険料……**1台につき2,000円**

※事故対応特別費用・被害者対応費用付帯・人格権侵害担保各特約を付帯しています。

※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「パンフレット」「普通保険約款」などをご覧ください。
詳細は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。